重要事項説明書

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、地域密着型サービスに係る各市町村条例の規定に基づき、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人貴令会
代表者氏名	成田 髙義
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	愛知県春日井市鷹来町 4923 番地 1 電話 0568-27-8009・ファックス 0568-27-8012)
法人設立年月日	令和7年5月1日

2 入所者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	特別養護老人ホームたかき苑
介護保険指定事業所番号	指定事業所番号 2392500944
事業所所在地	愛知県春日井市鷹来町4923番地−1
連絡先	電話番号: 0568-27-8009 FAX番号: 0568-27-8012

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	社会福祉法人貴令会が開設する特別養護老人ホームたかき苑(以下「施設」という)が行う介護福祉施設サービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者及び職員が、要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。
運営の方針	施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを樹第2条 入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。共する者との密接な連携に努める。

(3) 事業所の施設概要

建物の構造	鉄骨造陸屋根 地上 2 階建
敷地面積	2, 227, 11 m²
(延べ床面積)	(999, 06 m²)
開設年月日	令和7年5月1日
入所定員	29 名

<主な設備等>

居 室 数	個室室、29室			
食堂兼娯楽室	3室			
静養室	1室			
医務室	1室			
浴室	一般浴槽、車椅子特殊浴槽、特殊機械浴槽			
機能訓練室	1室			
併設事業所	なし			

(4) サービス提供時間、利用定員

利用定員内訳	1 階	1 ユニット 10 名	
	2 階	2 ユニット 10 名及び 9 名	

(5) 事業所の職員体制

|--|

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を 一元的に行います。2 従業者に、法令等において規定されている事業所の従業者 に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	常勤 1名
医師	入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行います。	非常勤 1名
介護支援専門員	適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。	常勤 1名
生活相談員	入所者の入退所、生活相談及び援助の計画立案、実施に関す る業務を行います。	常勤 1名
看護職員	医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設 の保健衛生業務を行います。	常勤 2名
機能訓練指導員	入所者の状況に適した機能訓練、手芸、貼り絵など生活リハ ビリを取り入れ、心理的機能、身体機能の低下を防止すうよ う努めます。	常勤 1名
介護職員	入所者に対し必要な介護および世話、支援を行います。	常勤 20 名以 上

管理栄養士 (栄養士)	食事の献立、栄養計算等入所者に対する栄養指導等を行いま す。	常勤	2名
その他職員	事務等、その他業務を行います。	常勤 非常勤	1名 2名

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
	1 介護支援専門員が、入所者の心身の状態や、生活状況の把握(アセスメント)を行い、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、援助の目標、サービス内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画を作成します。
地域密着型施設サービス計画の作成	2 作成した地域密着型施設サービス計画の内容について、入 所者又はその家族に対して、説明し文書により同意を得ます。3 地域密着型施設サービス計画を作成した際には、入所者に
	交付します。 4 計画作成後においても、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
食事	1 栄養士(管理栄養士)は栄養並びに入所者の身体の状況及 び嗜好を考慮した食事を提供します。2 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。
入浴	1 入浴又は清拭を週2回以上行います。入所者の体調等により、当日入浴ができなかった場合は、 清拭及び入浴日の振り替えにて対応します。2 寝たきりの状態であっても、特殊機械浴槽を使用して入浴することができます。
排せつ	排せつの自立を促すため、入所者の身体能力を利用した援助 を行います。
機能訓練	入所者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。
栄養管理	栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を行います。
口腔衛生の管理	入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営む ことができるよう、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理 を計画的に行います。
健康管理	医師や看護職員が、健康管理を行います。

その他自立への支援

- 1 寝たきり防止のため、入所者の身体状況を考慮しながら、可能な限り離床に配慮します。
- 2 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助を行います。

(2) 利用料金

① 食費・居住費

入所者	居住費(滞在費)	食費	合計	
負担段階	負担限度額	負担限度額	入所者負担額	
第1段階	880円/日	300円/日	1, 180円/日	
第2段階	880円/日	390円/日	1,270円/日	
第3段階①	1,370円/日	650円/日	2,020円/日	
第3段階②	1,370円/日	1,360円/日	2,730円/日	
第4段階	2,400円/日	1,700円/日	4,100円/日	

- ※ 食費・居住費については、介護保険負担限度額認定書の交付を受けた方は、当該認定 書に記載されている負担限度額(上記表に掲げる額)となります。
- ※ 居住費については、入院又は外泊中でも料金をいただきます。ただし、入院又は外泊中のベッドを入所者の同意を得た上で、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護に利用する場合は、入所者から居住費はいただきません。

② 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

【ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費】

区分・要介護度		基本単位	利用料	入所者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
	要介護 1	682	7, 004 円	700 円	1, 400 円	2, 101 円
1 ±	要介護 2	753	7, 733 円	773 円	1,546円	2, 319 円
ッ	要介護3	828	8, 503 円	850 円	1, 700 円	2, 550 円
ト	要介護 4	901	9, 253 円	925 円	1,850円	2, 775 円
<u> </u>	要介護 5	971	9, 972 円	997 円	1, 935 円	2, 991 円

- ※1 病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、上記利用料を算定せず1日あたり246単位(利用料2,526円、1割負担:253円、2割負担:506円、3割負担:758円)を算定します。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は算定しません。
- ※2 入所者に対して居宅における外泊を認め、当事業所が居宅サービスを提供する場合は、 1月に6日を限度として上記利用料は算定せず1日あたり560単位(利用料:5,751円、 1割負担:576円、2割負担:1,151円、3割負担:1726円)を算定します。ただし、※1 を算定している場合若しくは、外泊の初日及び最終日は算定しません。
- ※3 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、上記金額の 97/100 となります。
- ※4 ユニット型においては、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置し、

- 日中はユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置していない場合は、上記金額の97/100となります。
- ※5 身体拘束廃止に向けての取り組みとして、身体拘束適正化の指針整備や適正化委員会の 開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の 90/100 となりま す。
- ※6 事故発生の防止又はその再発防止のために、指針の整備や研修の実施などを行っていない場合は、1日につき5単位を減算します。
- ※7 栄養管理について、入所者の栄養状態の維持・改善を図り、入所者に応じた栄養管理を計画的に行っていない場合は、1日につき14単位を減算します。
- ※8 次のいずれかに該当する入所者に対しては、介護福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)を算定 します。
 - イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
 - ロ 療養室の面積が 10.65 ㎡以下の従来型個室を利用する者
 - ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

③ 加算料金

	#+		,	入所者負担		
加算項目	基本 単位	利用料	1割負担	2 割負担	3 割負 担	算定回数等
日常生活継続支援加算 (I)	36	369 円	37 円	74 円	111円	1日につき
日常生活継続支援加算 (Ⅱ)	46	472 円	48 円	95 円	142円	1日につき
看護体制加算(Ι)イ	12	123 円	13 円	25 円	37 円	1日につき
看護体制加算(Ⅱ)イ	23	236 円	24 円	48 円	71 円	1日につき
夜勤職員配置加算(I)イ	41	421 円	43 円	85 円	127 円	1日につき
夜勤職員配置加算(I) 口	13	133 円	14 円	27 円	40 円	1日につき
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	46	472 円	48 円	95 円	142 円	1日につき
夜勤職員配置加算(Ⅱ) □	18	184 円	19 円	37 円	56 円	1日につき
夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ	56	575 円	58 円	115円	173 円	1日につき
夜勤職員配置加算(Ⅲ) □	16	164 円	17 円	33 円	50 円	1日につき
夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ	61	626 円	63 円	126 円	188 円	1日につき
夜勤職員配置加算(Ⅳ) □	21	215 円	22 円	43 円	65 円	1日につき
生活機能向上連携加算 (I)	100	1, 027 円	103 円	206 円	309 円	1月につき(原則3 月に1回を限度)
	200	2, 054 円	206 円	411円	617 円	1月につき
生活機能向上連携加算 (II)	100	1, 027 円	103 円	206 円	309 円	(個別機能訓練加 算算定の場合は (I)ではなく(Ⅱ) を算定。この場合 の(Ⅱ)は100単 位)
個別機能訓練加算(I)	12	123 円	13 円	25 円	37 円	1日につき
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	205 円	21 円	41 円	62 円	1月につき

ADL維持等加算(I)	30	308 円	31 円	62 円	93 円	1月につき
ADL維持等加算(Ⅱ)	60	616円	62 円	124 円	185 円	1月につき
若年性認知症入所者受 入加算	120	1, 232 円	124 円	247 円	247円 370円 1日	
専従の常勤医師配置に 係る加算	25	256 円	26 円	52 円	77 円	1日につき
精神科を担当する医師 に係る加算	5	51 円	6円	11円	16 円	1日につき
障害者生活支援体制加 算(I)	26	267 円	28 円	54 円	81 円	1日につき
障害者生活支援体制加 算(Ⅱ)	41	421 円	43 円	85 円	127 円	1日につき
初期加算	30	308 円	31円	62 円	93 円	1日につき(入 所した日から 30日以内)
再入所時栄養連携加算	200	2, 054 円	206 円	411円	617円	1回につき
退所前訪問相談援助加 算	460	4, 724 円	473 円	945 円	1, 418 円	1回につき
退所後訪問相談援助加算	460	4, 724 円	473 円	945 円	1, 418 円	1回につき
退所時相談援助加算	400	4, 108 円	411円	822円	1,233円	1回につき
退所前連携加算	500	5, 135 円	514円	1,027円	1,541円	1回につき
栄養マネジメント強化加算	11	112円	12円	23 円	34 円	1日につき
経口移行加算	28	287円	29円	58円	87円	1日につき
経口維持加算(I)	400	4, 108円	411円	822円	1,233円	1月につき
経口維持加算(Ⅱ) 口腔衛生管理加算(Ⅰ)	100 90	1, 027 円 924 円	93円	206円 185円	309円 278円	1月につき 1月につき
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110	1129円	113円	226円	339円	1月につき
療養食加算	6	61円	7円	13円	19円	1回につき (1日につき3
配置医師緊急時対応加	650	6, 675 円	668 円	1, 335 円	2,008円	回を限度) 1回につき(早 朝又は夜間の場 合)
算	1300	13, 351 円	1, 336 円	2, 671 円	4,006円	1回につき(深 夜の場合)
	72	739 円	74 円	148 円	222 円	死亡日以前 31 日以上 45 日以 下
看取り介護加算(I)	144	1, 478 円	148 円	296 円	444 円	死亡日以前4日 以上30日以下
	680	6, 983 円	699 円	1, 397 円	2, 095 円	死亡日の前日及 び前々日
	1, 280	13, 145 円	1,315円	2,629円	3,944円	死亡日
	72	739 円	74 円	148 円	222 円	死亡日以前 31 日以上 45 日以 下
看取り介護加算(Ⅱ)	144	1, 478 円	148 円	296 円	444 円	死亡日以前4日 以上30日以下
	780	8, 010 円	801円	1, 602 円	2, 403 円	死亡日の前日及 び前々日
	1, 580	16, 226 円	1,623円	3, 246 円	4,868円	死亡日

在宅復帰支援機能加算	10	102円	11円	21 円	31 円	1月につき
在宅・入所相互利用加			41 円	82 円	123 円	1日につき
算 認知症専門ケア加算(I)	3	30 円	3円	6円	9円	1日につき
認知症専門ケア加算(Ⅱ)			5円	9円	13円	1日につき
認知症行動・心理症状						1日につき(7日
緊急対応加算	200	2, 054 円	206 円	411円	617 円	間を限度)
褥瘡マネジメント加算 (I)	3	30 円	3 円	6円	9円	1月につき
褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	13	133 円	14 円	27 円	40 円	1月につき
排せつ支援加算(I)	10	102 円	11 円	21 円	31 円	1月につき
排せつ支援加算(Ⅱ)	15	154 円	16円	31 円	47円	1月につき
排せつ支援加算(Ⅲ)	20	205 円	21 円	41 円	62 円	1月につき
自立支援促進加算	300	3, 081 円	309 円	617円	925 円	1月につき
科学的介護推進体制加	40	·			123 円	
算(I)	40	410 円	41 円	82 円	123円	1月につき
科学的介護推進体制加 算(II)	50	513 円	52 円	103 円	154 円	1月につき
安全対策体制加算	20	205 円	21 円	41 円	62 円	入所初日のみ
サービス提供体制強化 加算(I)	22	225 円	23 円	45 円	68 円	
サービス提供体制強化 加算(II)	18	184 円	19 円	37 円	56 円	1日につき
サービス提供体制強化 加算(皿)	6	61 円	7円	13 円	19円	
介護職員等特定処遇改 善加算(I)	所定単 位数の 27/1000	左記の単位	左記の	左記の	左記の	基本サービス費に 各種加算・減算を 加えた総単位数 (所定単位数)
介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単 位数の 23/1000	数×地域区 分	1割	2割	3割	※介護職員処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を除く
介護職員処遇改善加算 (I)	所定単 位数の 83/1000					基本サービス費に 各種加算・減算を 加えた総単位数 (所定単位数)) ※
介護職員処遇改善加算 (II)	所定単 位数の 60/1000	左記の単位 数×地域区 分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	介護職員等特定処 遇改善加算、介護 職員等ベースアッ
介護職員処遇改善加算 (皿)	所定単 位数の 33/1000					プ等支援加算を除く
介護職員等ベースアップ 等支援加算	所定単 位数の 16/1000	左記の単位 数×地域区 分	左記の 1割	左記の 2 割	左記の 3割	基本サービス費に 各種加算・減算を 加えた総単位数 (所定単位数)※介 護職員等特定処遇 改善加算、介護職 員処遇改善加算を 除く

[※] 日常生活継続支援加算は、居宅での生活が困難であり、当施設への入所の必要性が高いと 認められる重度の要介護状態の者や認知症である者等を積極的に受け入れるとともに、 介護福祉士資格を持つ職員を手厚く配置し、質の高い地域密着型介護老人福祉施設入所者生活

介護を提供した場合に算定します。

- ※ 看護体制加算は、看護職員の体制について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。
- ※ 夜勤職員配置加算は、夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に 算定します。
- ※ 生活機能向上連携加算(I)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等の助言に基づき当施設の機能訓練指導員、介護職員等が共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。

生活機能向上連携加算(II)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等が当施設を訪問し、当施設の機能訓練指導員、介護職員等と共同で身体状況の評価及び個別機能訓練の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。

- ※ 個別機能訓練加算(I)は、多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、機能訓練加算(II)を算定します。
- ※ ADL 等維持加算は、一定期間に、入所者の ADL (日常生活動作)の維持又は改善の度合いが一 定の水準を超えた場合に算定します。
- ※ 若年性認知症入所者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の入所者を対象に 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 専従の常勤医師の配置に係る加算は、常勤の医師を1名以上配置している場合に算定します。
- ※ 精神科を担当する医師に係る加算は、認知症の入所者が全入所者の3分の1以上を占め、 精神科を担当する医師により定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合、算定しま す。
- ※ 障害者生活支援体制加算は、視覚障害者等である入所者の数が 15 以上であって、障害者 生活支援員として専従する常勤の職員を必要数配置している場合に算定します。
- ※ 初期加算は、当施設に入所した日から30日以内の期間について算定します。
- ※ 再入所時栄養連携加算は、当施設に入所していた者が退所し病院又は診療所に入院後、再 度当施設に入所する際、当初に入所していた時と再入所時で栄養管理が異なる場合に、当施 設の管理栄養士が入院先の病院等の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を策定した場合に算 定します。
- ※ 退所前訪問相談援助加算は、入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先だって、介護支援専門員、生活相談員等が、入所者が退所後生活する居宅を訪問し、入所者及び 家族に対して退所後の居宅サービス等について相談援助を行った場合に算定します。
- ※ 退所後訪問相談援助加算は、退所後 30 日以内に入所者の居宅を訪問し、入所者及びその 家族等に対して相談援助を行った場合に算定します。
- ※ 退所時相談援助加算は、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅 サービス等を利用する場合、退所時に入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス 等について相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所から2週間以内に退所後

- の居住地の市町村及び老人介護支援センターに対して入所者の介護状況を示す文書を添えて入所者に係る居宅サービス等に必要な情報を提供した場合に算定します。
- ※ 退所前連携加算は、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合に、退所に先立ち入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、入所者の介護状況を示す文書を添えて入所者に係る居宅サービス等に必要な情報を提供し、居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合、算定します。
- ※ 栄養マネジメント強化加算は、低栄養状態又はそのおそれのある入所者に対して、他職種 共同で栄養ケア計画を作成し、これに基づく栄養管理を行うとともに、その他の入所者に対 しても食事の観察を行い、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合に、算定 します。
- ※ 経口移行加算は、医師の指示に基づき他職種共同にて、現在経管による食事摂取をしている入所者ごとに経口移行計画を作成し、それに基づき管理栄養士等による支援が行われた場合、算定します。
- ※ 経口維持加算は、現在食事を経口摂取しているが摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる 入所者に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき他職種共同にて食事観察及び会議等を行い、 入所者ごとに経口維持計画を作成し、それに基づき、医師又は歯科医師の指示を受けた管理 栄養士又は栄養士が、栄養管理を行っている場合に算定します。
- ※ 口腔衛生管理加算は、歯科衛生士が入所者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行い、 当該入所者に係る口腔衛生等の管理の具体的な技術的助言及び指導等を介護職員に行って いる場合に、算定します。
- ※ 療養食加算は、疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓 病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供 した場合に算定します。
- ※ 配置医師緊急時対応加算は、当施設の配置医師が求めに応じ早朝、夜間又は深夜に当施設 を訪問して入所者に対して診療を行った場合、その時間帯に応じて算定します。
- ※ 看取り介護加算は、看取りに関する指針を定め、医師が一般的な医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した入所者に対して、多職種共同にて介護に係る計画を作成し、入所者又は家族の同意のもと、入所者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるように支援した場合に算定します。
- ※ 在宅復帰支援機能加算は、入所者の家族と連絡調整を行い、入所者が利用を希望する居宅 介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅 サービスの利用に関する調整を行っている場合に算定します。
- ※ 在宅・入所相互利用加算は、可能な限り在宅生活を継続できるよう複数の者であらかじめ 在宅期間及び入所期間を定めて当施設の居室を計画的に利用する場合に、該当の入所者に対 して算定します。
- ※ 認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認 知症の入所者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。
- ※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算は、医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、 在宅での生活が困難であり、緊急に施設サービスを利用することが適当であると判断した入

所者に対し、サービスを提供した場合に算定します。

- ※ 褥瘡マネジメント加算は、入所者ごとに褥瘡の発生とリスクを評価し、多職種共同にて褥瘡ケア計画を作成し、計画に基づく褥瘡管理を行うとともに、そのケアの内容や状態を記録している場合に算定します。
- ※ 排せつ支援加算は、排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことで要介 護状態の軽減が見込まれる者について、多職種共同にて、当該入所者が排せつに介護を要す る原因を分析し、それに基づく支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実 施した場合に算定します。
- ※ 自立支援促進加算は、医師が入所者ごとに自立支援に係る医学的評価を行い、自立支援の 促進が必要であると判断された入所者ごとに多職種共同で支援計画を作成し、これに基づく ケアを実施した場合に算定します。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況 等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を施設サービスの適切かつ有効な提供に 活用している場合に、算定します。
- ※ 安全対策体制加算は、事故発生又はその再発防止のために必要な措置を講じるとともに、 安全対策の担当者が必要な外部研修を受講し、施設内に安全管理部門を設置するなど組織的 な安全対策体制が整備されている場合に、算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け 出た施設が、入所者に対して施設サービスを行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等特定処遇改善加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援 加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業 所に認められる加算です。介護職員等特定処遇改善加算、介護職員処遇改善加算及び介護 職員等ベースアップ等支援加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 地域区分別の単価(6級地 10.27円)を含んでいます。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(入所者負担額を除く)申請を行ってください。

(3) その他の料金

	項目	内容	利用料金
1	教養娯楽費	レクリエーション、クラブ活動参加費と しての材料費等	実費相当額
2	理美容代	理容・美容サービス料	実費相当額
3	日常生活品代	日常生活品の購入代金等、日常生活に要する費用で、入所者に負担していただく ことが適当であるものに係る費用	実費相当額
4	電気使用料	持ち込み電機機器を使用される場合の電気使用料 ※電気機器を持ち込む際は安全上の観点より相談の上ご利用いただけます。	80円/日(税込)
5	通信費	FAX送信料	1回10円(税 込)

6	6	コピー代		書類等の複写料	1枚10円(税 込)
7	7	貴重品管理	費	貴重品等を預かり、管理します。	1000円/ 月(税込)
8	3	事務管理費	その他	請求等事務管理、季節行事、お誕生日 等のお祝い	1000円/月(税込み)

※金銭管理費について

入所者の希望により、貴重品の管理等を行います。

- 管理する金銭の形態:施設の指定する金融機関に預け入れている預貯金
- お預かりできるもの:現金、預貯金通帳と印鑑、年金証書、健康保険証等
- ・出納方法:預貯金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、届出書を保管管理者へ提出していただきます。

保管管理者は出入の都度、出入金記録を作成しその写しを入所者へ交付します。

- 保管管理者:施設長、事務長、生活相談員
- 4 利用料、入所者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

(1) 利用料、入所者負担額(介護 保険を適用する場合)、その他 の費用の請求方法等	ア 利用料入所者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに入所者あてにお届け(郵送)します。
(2) 利用料、入所者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	ア 毎月 22 日に入所者指定口座からの自動振替にて利用料をお支払いいただきます。 イ 支払いの確認をしましたら、次月請求書とともに領収書をお渡し(郵送)しますので、必ず保管してください。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

※ 利用料、入所者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、 正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促か ら14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお 支払いいただくことがあります。

5 入退所等に当たっての留意事項

- (2) 入所対象者は、原則要介護度3以上の方が対象となります。
- (2) 入所時に要介護認定を受けている方であっても、入所後に要介護認定者でなくなった場合は、退所していただくこともあります。

(3) 退所に際しては、入所者及びその家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保険医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。

6 衛生管理等について

- (1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、 指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施します。
 - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の 対処等に関する手順に沿った対応を行います。

7 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開 を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を 講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8 緊急時等における対応方法

事業所において、サービス提供を行っている際に入所者の病状の急変が生じた場合は、速やかに管理医師及びあらかじめ定めている協力医療機関へ連絡及び必要な措置を講じます。

入所中、医療を必要とする場合は、入所者及びその家族の希望により下記の協力医療機関において、診察・入院・治療等を受けることができます。ただし、下記の医療機関で優先的に治療等が受けられるものではありません。また、当該医療機関での治療等を義務付けるものでもありません。

【協力医療機関】 (医療機関名)	医療機関名 ひばりクリニック 所 在 地 春日井市桃山町 2-281-2 電話番号 0568-27-7650 診 療 科 内科、皮膚科
【協力歯科医療機関】 (歯科医療機関名)	医療機関名 大橋歯科 所 在 地 名古屋市守山区幸心 1-126 電話番号 052-799-8091 診 療 科 歯科

9 事故発生時の対応方法について

- (1) 事故が発生した場合の対応について、(2)に規定する報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての研修を従業者に対し定期的に行います。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。
- (4) 上記(1)~(3)の措置を適切に実施するための担当者を配置しています。
- (5) 事業所は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、 入所者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (6) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- (7) 事業所は、入所者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害 賠償を速やかに行います。

【市町村(保険者)の窓口】 春日井市役所 健康福祉部 介護高齢福 祉課	所 在 地 春日井市鳥居松町 5-44 電話番号 0568-81-5111 ファックス番号 0568-84-5764 受付時間 8:30~17:15			
【家族等緊急連絡先】	氏名 住所 電話番号 携帯番号 勤務先	続柄	()

なお、下記の損害賠償保険及び自動車保険(自賠責保険・任意保険)に加入しています。

損害賠償	保険会社名	株式会社 allied ON 春日井支店
責任保険 自動車保険	保 険 名	AIG 損害保険会社

10 非常災害対策

(1) 当施設に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者(防火管理者)氏名:(大田 吉幸)

- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出、その他必要な訓練(夜間想定訓練を含む。)を行います。 避難訓練実施時期:(毎年2回 4 月・ 10 月)
- (4) (3)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

11 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ァ 提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護等に係る入所者及びその家 族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

ィ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (特別養護老人ホームたかき苑)	所 在 地 春日井市鷹来町 4923 番地 1 電話番号 0568-27-8009 ファックス番号 0568-27-8012 受付時間 9:00~17:00
【事業者の窓口】 (第三者委員)当法人評議員 市川 敦久 委員	所 在 地 名古屋市守山区下志段味 1 丁目 1760-1 電話番号 090-7690-2005 ファックス番号 052-736-2983 受付時間 9:00~17:00
【市町村(保険者)の窓口】 <u>春日井市役所</u>	所 在 地 春日井市鳥居松町 5-44 電話番号 0568-85-6921 ファックス番号 0568-84-5764 受付時間 8:30~17:15(土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 愛知県国民健康保険団体連合会	所 在 地 名古屋市東区泉1丁目6番5号 電話番号 052-971-4165 受付時間 9:00~17:00 (土日祝は休み)

12 秘密の保持と個人情報の保護について

	① 事業者は、入所者又はその家族の個人情報につ
	いて「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労
	働省が策定した「医療・介護関係事業者における
(1) 入所者及びその家族に関する秘密	個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を
の保持について	遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
の体持について	② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」
	という。)は、サービス提供をする上で知り得た
	入所者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第
	三者に漏らしません。

	③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提
	供契約が終了した後においても継続します。
	④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た入所者又
	はその家族の秘密を保持させるため、従業者であ
	る期間及び従業者でなくなった後においても、そ
	の秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約
	の内容とします。
	① 事業者は、入所者から予め文書で同意を得ない
	限り、サービス担当者会議等において、入所者の
	個人情報を用いません。また、入所者の家族の個
	人情報についても、予め文書で同意を得ない限
	り、サービス担当者会議等で入所者の家族の個人
	情報を用いません。
	② 事業者は、入所者又はその家族に関する個人情
	報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的
	記録を含む。)については、善良な管理者の注意
(2) 個人情報の保護について	をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏
	連を防止するものとします。
	③ 事業者が管理する情報については、入所者の求
	めに応じてその内容を開示することとし、開示の
	結果、情報の訂正、追加または削除を求められた
	場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に
	必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開
	示に際して複写料などが必要な場合は入所者の
	負担となります。)

13 虐待の防止について

事業者は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者

介護主任 福田茂子

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に 周知徹底を図っています。
- (5) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14 身体的拘束について

事業者は、原則として入所者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入所者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・・・直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・・身体拘束以外に、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・・・入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

15 地域との連携について

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図ります。
- (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下、この項において「運営推進会議」と言います。)を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- (3) 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価を うけるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・ 助言等についての記録を作成し、公表します。

16 サービス提供の記録

- (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (2) 入所者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。(複写物の請求を行う場合は、有料です。)
- (3) 入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

17 t	トービス	の第三者	き評価の)実施状況	につ	いて
------	------	------	------	-------	----	----

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	無し
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	

1	8	重要事項説明の年月日
ı	0	甲安事場が5500年月日

この重要事項説明書の説明年月日		年	月	日		
-----------------	--	---	---	---	--	--

上記内容について、指定地域密着型サービスに係る各市町村の条例の規定に基づき、入所者 に説明を行いました。

	所 在 地	春日井市鷹来町4923-1
事	法人名	社会福祉法人 貴令会
業	代 表 者 名	理事長 成田 高義
者	事 業 所 名	特別養護老人ホームたかき苑
	説明者氏名	

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けま した。

入所者	住	所	
八別名	氏	名	

华 珊人	住	所	
10年入	氏	名	